

マージン率等の情報提供について

① 令和8年6月1日付け 派遣労働者数

3人

② 令和8年6月1日付け 派遣先事業所数(実数)

2事業所

③ 令和7年度(令和7年4月1日～令和8年3月31日) 労働者派遣に関する料金の額の平均額

30,887円(8時間 全業務平均)

④ 令和7年度(令和7年4月1日～令和8年3月31日) 派遣労働者の賃金の額の平均額

23,943円(8時間 全業務平均)

⑤ 令和7年度(令和7年4月1日～令和8年3月31日) マージン率

22.5%

$$\text{マージン率} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの賃金の額の平均額} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right]}$$

※百分率(%)表記にした場合に、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入すること。

※マージン率の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とする。

※また、マージン率に含めている教育訓練に要する経費、福利厚生費、社会保険料等の事項についても示すなど、派遣労働者が自社のマージン率について理解しやすくすることが望ましい。

⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

☒ 締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 (全ての派遣労働者)

当該労使協定の有効期間の終期 (令和9年3月31日)

☐ 締結していない

※協定の締結の有無等の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とする。

⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容 (注)キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容を示すこと。

訓練種別	対象者となる派遣労働者 雇入時・派遣中・待機中など	訓練方法 OJT・OFF-JT	訓練費用負担額 無償・有償	賃金支給 有給・無給
ビジネスマナー研修	雇用時	OFF-JT	無償	有給
情報資産保護研修	雇用時・派遣中	OJT	無償	有給
プログラミング研修	雇用時・派遣中	OJT	無償	有給

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口 電話番号 06-6353-8158

⑧ その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

定期健康診断を年に1回実施しています。

事業所名 株式会社シービーエス
許可番号 派27-301361